

(仮称) 寒川町障がい者福祉計画方針について (案)

(障がい者やさしさプラン・障がい福祉計画)

1 計画の法的根拠

この計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定されている障害者計画と「障害者総合支援法」第 88 条に規定されている障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ障がい者福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画の期間

計画期間は、平成 27 年から平成 29 年までの 3 年間とします。

3 計画の基本方針

平成 23 年 3 月に策定した「障がい者やさしさプラン（第 2 次寒川町障がい者計画）」及び平成 24 年 3 月に策定した「第 3 期寒川町障がい福祉計画」の両計画の基本方針を継承し、2 つの計画の調和を保ちながら、厚生労働省の指針に基づき、町の実情にあった見直しを図ります。

4 計画の視点

行政視点ではなく、当事者やその家族の視点に立ち、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して生活ができる社会を実現するための施策に重点を置きます。

また、町内の社会資源が乏しいことから、近隣市町との連携を強化し、当事者の地域生活に焦点をあてた方策に重点を置きます。

5 計画の策定方法

策定にあたっては、住民参加と協働により進め、当事者をはじめ町民の意見を反映させ国、県、湘南東部障害保健福祉圏域で検討された方向性を踏まえて策定していきます。